

「長野県森林づくり県民税(森林税)」の取組

1 森林税導入によるこれまでの取組

長野県は県土の約8割を森林が占める森林県です。

民有林(国有林を除く森林)の約5割は戦後植えられた人工林で、健全な森林を育成するための喫緊の課題である「間伐」を実施すべき森林が251,400ha(平成17年度当時)存在し、これまで間伐を重点的に推進してきました。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く(農林業センサス2010)、その大部分が集落周辺の身近な森林である「里山」に分散的に存在しているため、過疎化や世代交代等による所有者の不在村化、境界の不明瞭といった問題によって、整備が進みにくい状況になっています。

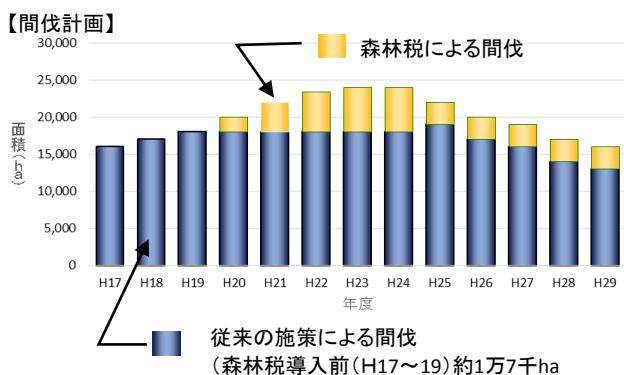
平成18年には、手入れが行き届いていない里山の山腹崩壊により甚大な災害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。



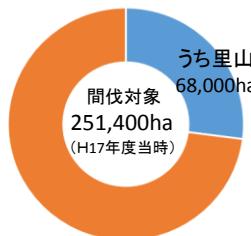
平成18年に発生した災害

こうしたことを背景に、平成20年度から森林税を導入し、従来の施策では整備が進みにくかった里山(68,000ha)について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

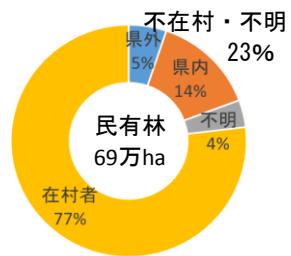
※農林業センサスによる林家:1ha以上を保有する世帯



【間伐対象面積】



【不在村森林所有者の状況】



【農林業センサス2010による林家数[※]】

①保有山林5ha以下の林家数

25,492戸
(全国4位)

②保有山林5ha以下の林家
が保有する森林の割合

全国27%
長野県37%

【森林整備のための補助制度】

補助率7/10		
国庫	県(義務)	所有者
51%	19%	30%
補助率9/10		
国庫	森林税	所有者
51%	39%	10%

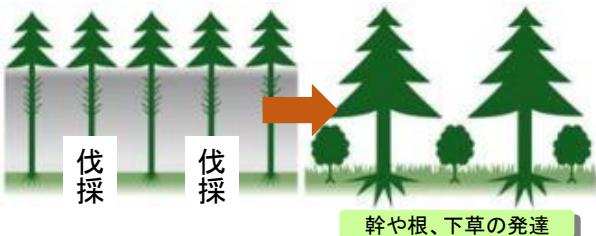
注)国庫補助の対象とならない場合は9/10全額を森林税で対応

2 間伐とは?

間伐とは、混み合って暗くなった森林の一部を繰り返し間引く伐採をして、森林の中に光を入れて残した木の幹や根を成長させ、下草などを発達させる作業のことです。これにより、根や幹が発達した災害に強い森林になり、森林の大重要な役割が十分に発揮されます。



【間伐を実施していない森林】



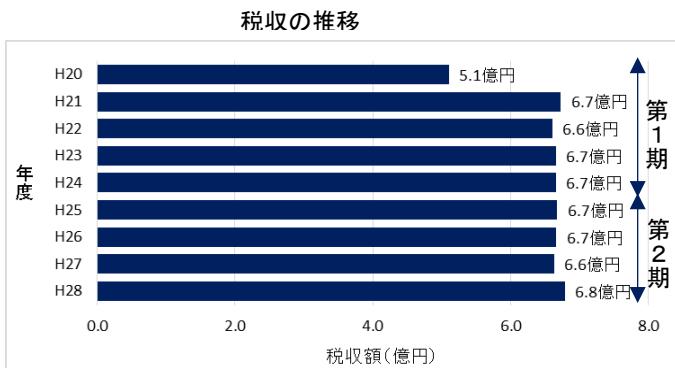
【適正な間伐を実施した森林】

3 森林税の仕組み

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成29年度までの10年間、毎年、個人500円／年、法人均等割額の5%相当額を納めていただいている。

森林税は、「長野県森林づくり県民税基金」に積み立てられ、森林づくりに活用されるよう、適切に管理されています。

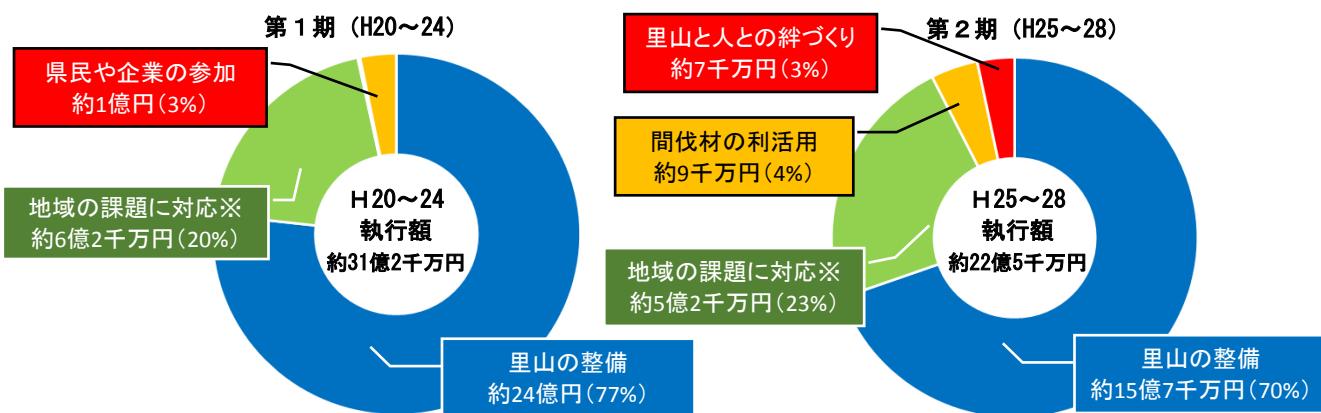
なお、森林税は5年間を1期とし、平成20年度から24年度までを第1期、平成25年度から29年度までを第2期としています。



4 森林税の使い道(第1期、第2期)

森林税は、手入れの遅れた里山の整備を中心に、森林づくりに活用しています。

第2期への移行時に「間伐材の利活用」に使途を拡大し、森林資源を活用して地域が持続的な活動へと発展する取組への支援を行っています。



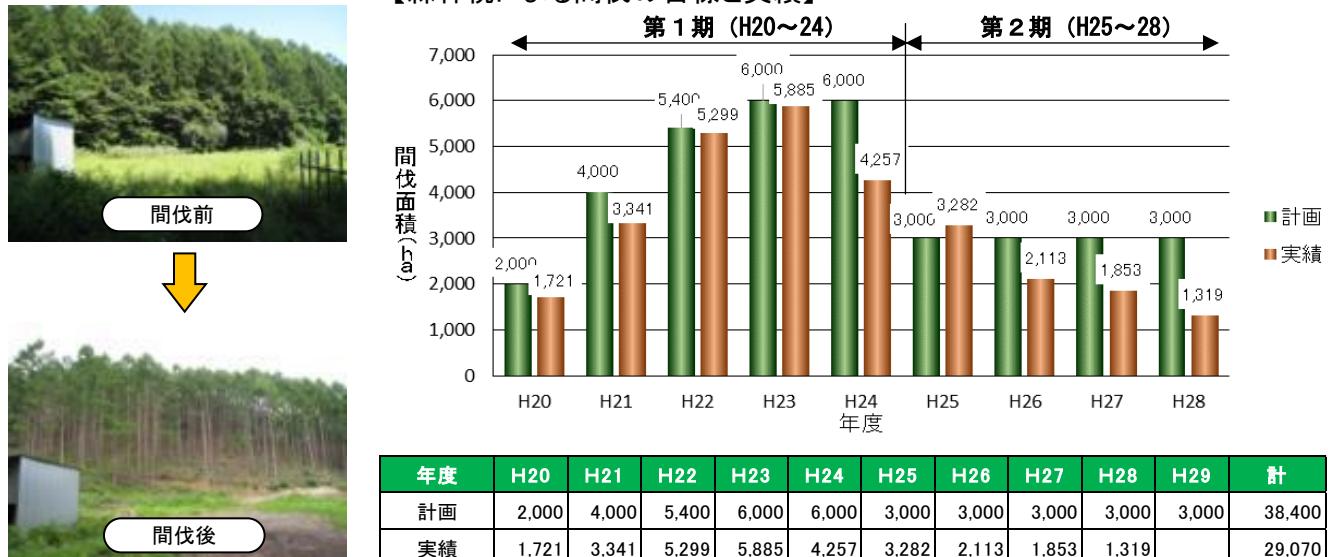
※森林づくり推進支援金（市町村が地域の課題に応じて行うきめ細やかな森林づくりの取組）

森林税の成果と課題(第1期・第2期)

1 里山等の森林づくりの推進

●平成20～28年度に、手入れの遅れている里山の間伐を29,070ヘクタール行っています。

【森林税による間伐の目標と実績】



- 地域が主体的に行う里山の整備計画の樹立や所有者の同意取得の取組が進んでいます。



- 景観整備や松くい虫対策などの地域特有の課題に応じた市町村の取組が進みました。



- 市町村が水源林等の公的管理を行う場合の林地の取得が行われています。



これまで整備の進みにくかった里山の間伐が着実に進んでいる一方で、残された里山は、より零細で分散的になり、所有者の同意取得や境界の確認に時間を要し、目標どおりに進行していないことが課題になっています。この結果、納めていただいた森林税が基金として残されています。

今後、市町村や地域住民の方の参加を得て、整備が必要な場所を効率的に整備していくことが求められています。

2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進

- 伐採された里山の間伐材の搬出や資源の有効利用を図るために先進的な取組が始まっています。



- 間伐を進める技術者や総合的な視野で森林・林業を指揮できる人材を育成しています。



森林税での取組事例

【主な実績】

区分	実績
間伐材の搬出	7,289m ³ (H25~28)
信州の木を活用したモデル的な取組	36地区 (H20~28)
間伐を進める技術者集団の育成	23団体 (H28年度末)
森林・林業を指揮できる人材	30名 (H28年度末)

3 里山と人との絆づくりを進める取組の推進

- 企業等の社会貢献活動による森林づくりや、子供たちへの「木育」活動を支援しています。



- 里山資源を利活用できる地域リーダーを育成しています。



森林税での取組事例

【主な実績】

区分	実績
企業の森林づくり (森林の里親)	126件 (H28年度末)
木育活動実施市町村	72市町村 (H28年度末)
里山整備リーダーの育成	16地区 (H28新規)

森林税による取組を通じて、多様な方々が参加する里山の整備や里山資源を活用した取組が始まっています。

今後は、里山と人との関係を再生し、地域が自立的かつ持続的に里山を利用しながら育てていく体制づくりを進めていくことが求められています。



これまでの検討のポイント



森林税は、平成29年度に第2期の満期を迎えるため、みんなで支える森林づくり県民会議や長野県地方税制研究会等において、森林税の効果の検証や今後のあり方などの議論が行われているとともに、市町村から森林税に関してご意見をいただいている。

主なご意見、森林税を取り巻く状況等について紹介します。

みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議

- 今後、整備が必要な森林について、全体像を分かりやすく説明することが必要であり、整備箇所を県民に分かるように可視化していくべき。
- 森林所有者の不在化や世代交代等によって、整備を進めることが困難な地域が残っているので、今後は地域全体で意識を統一し、地域全体で管理していく必要がある。
- 伐採の技術を持った多様な主体や担い手、関係者のコーディネートができる人材を育成する必要がある。
- 身近で目に付く場所の整備、木育の取組を進めるなど、森林税を活用した取組が身近に感じられるようにすることが必要。

長野県地方税制研究会

- 森林税導入の前後で予算額を含めてどう変わったのか。本当に予算が足りなかったのか。
- 森林税を活用した10年間の総括、成果がどうなっているか。間伐面積の目標を達成できていない理由は何か。
- 国庫補助金の義務負担に相当する部分に森林税を充てていたこと対し、説明が不足している。
- 多額の基金残が見込まれるが、今後、どのように取り扱っていくつもりなのか。
- 第2期への継続の際、一番大きな課題として「搬出間伐への支援強化」を指摘したが、その取組はどうであったか。

市町村からのご意見

- 従来の施策で対象にならない森林づくりに関連する取組など、地域の課題に応じた柔軟かつ効果的な活用方策を検討して欲しい。
- 市町村の森林づくりを進めるために必要である。



その他森林税を巡る動向



現在、国において森林環境税（仮称）創設に向けた動きが見られます。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」では、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。」とされています。

具体的な使途や税額などの詳細は、国において検討が行われている状況です。

また、大北森林組合等による補助金不適正受給事案では、一部の事業に森林税（平成20年度から25年度で約2億2千5百万円）を財源としていました。県では大北森林組合等に対し、可能な限り補助金返還請求を行うとともに、再発防止に向けた職員の意識改革、森林整備事業の運用改善などの取組を行っています。

以上のような状況を踏まえ、これから里山の整備の方向性を検討しています。

今後、森林税に関するこれまでの取組や課題とあわせて、県民説明会や県のホームページ等を通じて検討結果を紹介させていただきたいと考えています。

【お問い合わせ】 長野県林務部森林政策課 企画係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7261、FAX026-234-0330、E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp